

下水道課では、平成7年度末の市内全域の汚水整備の完了後は、浸水被害の軽減を目的とした、公共下水道（雨水）整備事業を、都市計画道路整備事業の進捗に合わせて進めるとともに、歩道内には、都市計画道路沿道から新たに生じる需要に備えて公共下水道（汚水）管の整備を進めている。

また、主に東京都建設局が行う、例えば、廻田町の都道128号線や東久留米市境から全生園に至る所沢街道への歩道設置工事に際しては、歩道内に污水管を新設した後、車道内の既設污水管を撤去する、布設替工事を実施している。

表1. 近年における下水道建設費の推移

	下水道建設費		合計
	公共下水道建設事業費 (汚水)	公共下水道建設事業費 (雨水)	
平成19年度	92,852千円	64,063千円	156,915千円
平成20年度	99,608千円	22,757千円	122,365千円
平成21年度	41,431千円	20千円	41,451千円
平成22年度	13,552千円	17,915千円	31,467千円
平成23年度	13,335千円	1,006千円	14,341千円
平成24年度	38,210千円	122,224千円	160,434千円
平成25年度	90,827千円	65,734千円	156,561千円
平成26年度	72,508千円	135,043千円	207,551千円
平成27年度	156,323千円	304,125千円	460,448千円

※平成27年度は予算額

このことに加えて、当市の下水道施設の耐震化も喫緊の課題であり、避難地、防災拠点、要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管路や緊急輸送路、避難路、軌道の下に埋設されている管路等の重要な管路の耐震化を進めていく必要がある。

平成26年度の使用料収入決算額は18億9千326万5千円と、前年度比6千350万4千円の大幅減であった。

表2. 下水道使用料決算額の推移

年 度	決 算 額	前年度増減額	増減の理由
平成11年度	1,785,185千円	—	
平成12年度	2,057,753千円	272,568千円	使用料改正
平成13年度	2,051,993千円	▲5,760千円	
平成14年度	2,072,952千円	▲20,959千円	
平成15年度	2,058,195千円	▲14,757千円	
平成16年度	2,060,468千円	2,273千円	
平成17年度	2,060,275千円	▲193千円	
平成18年度	2,068,628千円	8,353千円	
平成19年度	2,016,942千円	▲51,686千円	
平成20年度	2,034,555千円	17,613千円	
平成21年度	2,029,308千円	▲5,247千円	
平成22年度	2,028,310千円	▲998千円	
平成23年度	1,978,807千円	▲49,503千円	東日本大震災の影響
平成24年度	1,961,991千円	▲16,816千円	
平成25年度	1,956,769千円	▲5,222千円	
平成26年度	1,893,265千円	▲63,504千円	新消費税率適用、特に大口使用者の節水対策

この要因としては、女性の社会進出や核家族化の進行などの社会情勢の変化がまず挙げられる。特に1世帯当たりの構成人数の減少を招く核家族化の進行は、逡増型累進性8段階、水を使えば使うほどに1立方メートル当たりの単価が割高となる使用料体系を採用する本市にとっては、使用料収入の大幅な減収を招くことに繋がる。

参考までに毎年4月1日時点における、1世帯当たりの構成人数を示す。

平成11年は1世帯当たり2.44人であった世帯構成人数が、平成27年では2.14人と、この16年の間に0.3人減少した。

表3. 毎年4月1日における人口・世帯数・1世帯当たり構成人数の推移

年	人 口	世 帯 数	1世帯当たり構成人数
平成11年	140,117人	57,434世帯	2.44人/世帯
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
平成21年	150,709人	67,468世帯	2.23人/世帯
平成22年	152,758人	68,763世帯	2.22人/世帯
平成23年	153,433人	69,392世帯	2.21人/世帯
平成24年	152,972人	69,512世帯	2.20人/世帯
平成25年	152,468人	70,162世帯	2.17人/世帯
平成26年	151,655人	70,251世帯	2.16人/世帯
平成27年	150,993人	70,500世帯	2.14人/世帯

2つ目の要因として、節水機器の普及が挙げられる。下水道使用料徴収の対象となる水量・有収水量を、下水道に接続している人口・水洗化人口で割り返すと、1年間・1人当たりが使う水の量が求められるが、1人当たりの下水道使用量を示す。

平成11年度に120.78立方メートルであった下水道使用量は、平成26年度では101.62立方メートルと、15年の間に20立方メートル近くもの節水が進んでいる。

表4. 各年度における1人当たり下水道使用量の推移

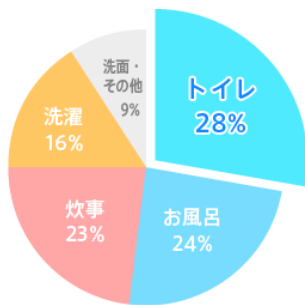
年 度	有 収 水 量	水洗化人口	1人当たり下水道使用量
平成11年度	15,071,662 ^m ³	124,784人	120.78 ^m ³ /人
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
平成21年度	15,832,616 ^m ³	148,388人	106.70 ^m ³ /人
平成22年度	16,022,511 ^m ³	150,649人	106.36 ^m ³ /人
平成23年度	15,701,850 ^m ³	151,653人	103.54 ^m ³ /人
平成24年度	15,758,642 ^m ³	151,330人	104.13 ^m ³ /人
平成25年度	15,589,475 ^m ³	150,909人	103.30 ^m ³ /人
平成26年度	15,258,229 ^m ³	150,146人	101.62 ^m ³ /人

TOTO株式会社ホームページを基に、下水道使用量減少を説明

一昔前の1回のトイレの洗浄水量は13リットルであったが、2007年（平成19年）には5.5リットル、2009年（平成21年）には4.8リットルの製品が出されており、実に一昔前の1/3程度にまで減少している。

家庭で使われる水の第1位は、お風呂の24パーセントを抑えて、トイレの28パーセントであるという調査結果があり、このことから節水への取り組みが着実に進んでいることが分かる。

TOTOの節水は、ここまで来てる！



お風呂よりも多い、トイレの洗浄水量

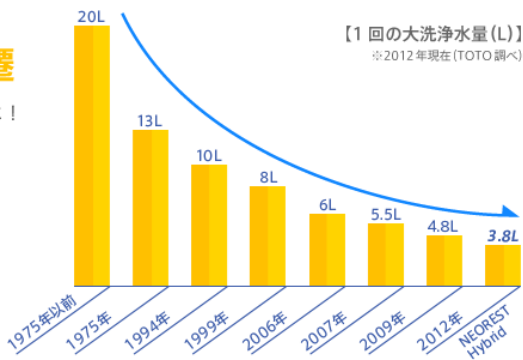
家庭で使われる水の第1位は、実は「**トイレで使用する水**」なんです。そのため、TOTOは長年にわたって節水への取り組みを研究してきました。

東京都水道局調べ(2006年度) / 「日本の水資源の現状・課題」国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部サイトより

ここまできた！トイレ洗浄水量の変遷

40年前にくらべ、最新のトイレの洗浄水量はわずか5分の1以下に！開発へのたゆまぬ努力が“超節水”を実現しました。

洗浄水量 3.8L
[ネオレスト床排水の場合。壁排水は4.8L]



超節水を実現 ハイブリッドエコロジーシステム

“超節水”のヒミツは、水圧に左右されない「タンク式」と、タンクレスでコンパクトな「水道直圧式」の長所を併せ持つ独自の洗浄技術です。(ネオレストシリーズ)

1年間でお風呂約 **200** 杯以上の水を節約

1回の洗浄水量

従来品 13L
※従来品: 1987～2001年商品(C720R)

1回あたり約**75%**の節水！

浴槽 240L × 約**236**杯分
年間約 **15,000**円おトク！

ネオレストシリーズ (床排水) 3.8L

ネオレストシリーズ (壁排水) / レストバルシリーズ / ピュアレストシリーズ / GGシリーズ

浴槽 240L × 約**223**杯分
年間約 **14,200**円おトク！

4.8L

この他の要因としては、人口が減少の傾向を示すここ数年において、水洗化普及率がすでに99.1パーセントと高率であることから、新たなお客様の大幅な伸びが期待できない中、使用料の減免世帯数が伸び続けていることも挙げられる。平成22年度におよそ1千718万2千円であった減免金額は、平成26年度には2千169万円にまで増加している。

表5. 各年度における下水道使用料減免件数等の推移

年 度	減免件数	減免水量	減免金額
平成22年度	30,707件	452,776m ³	17,182,830円
平成23年度	33,104件	476,383m ³	18,331,782円
平成24年度	35,295件	478,459m ³	19,269,348円
平成25年度	36,760件	500,033m ³	20,192,508円
平成26年度	38,444件	515,825m ³	21,690,491円

☆一般会計繰入金とは・・・市民が納める税収入である一般会計から下水道会計へ繰り入れられるお金

一般会計繰入金

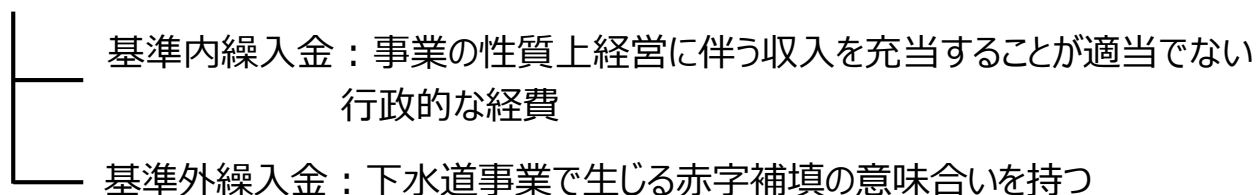


表 6. 一般会計繰入金の推移

年 度	基準内繰入金	基準外繰入金	計	基準外繰入金 の占める割合
平成16年度	313,688千円	1,892,312千円	2,206,000千円	85.8%
平成17年度	287,981千円	1,190,019千円	1,478,000千円	80.5%
平成18年度	261,252千円	1,130,243千円	1,391,495千円	81.2%
平成19年度	1,098,867千円	246,855千円	1,345,722千円	18.3%
平成20年度	965,623千円	122,640千円	1,088,263千円	11.3%
平成21年度	971,134千円	62,743千円	1,033,877千円	6.1%
平成22年度	1,092,265千円	166,620千円	1,258,885千円	13.2%
平成23年度	1,070,679千円	201,049千円	1,271,728千円	15.8%
平成24年度	1,039,810千円	304,754千円	1,344,564千円	22.7%
平成25年度	1,023,386千円	275,400千円	1,298,786千円	21.2%
平成26年度	969,561千円	319,847千円	1,289,408千円	24.8%

※平成17年度から資本費平準化債を発行

※平成19年度から「分流式下水道等に要する経費」が追加

☆資本費平準化債とは・・・公共下水道（汚水）整備に際し発行した下水道事業債の元金償還期間・政府資金を例にとると、5年据置の25年償還で30年

これに対し、下水道施設の減価償却期間は45年

この差により構造的に生じる資金不足を補うための起債である。

東村山市の下水道使用料体系は、使用する水量が多くなればなるほど料金比率が高くなる逓増型累進性で8段階を採用しているが、これまでの使用料改定を通じて、他の自治体と比べても、大口の使用者が割高な使用料を負担する「累進性」の度合いが強いものとなっている。

表7. 20m³使用者に対する大口使用者に掛かる累進率

	20 m ³	1,000 m ³	累進率	10,000 m ³	累進率
東村山市	1,684 円	297,118 円	-	3,650,518 円	-
1 m ³ 当たりの単価	84.20 円/m ³	297.12 円/m ³	3.53 倍	365.05 円/m ³	4.34 倍
26市平均	1,599 円	259,105 円	-	3,341,923 円	-
1 m ³ 当たりの単価	79.95 円/m ³	259.11 円/m ³	3.24 倍	334.19 円/m ³	4.18 倍
下水道局	2,030 円	297,734 円	-	3,651,134 円	-
1 m ³ 当たりの単価	101.50 円/m ³	297.73 円/m ³	2.93 倍	365.11 円/m ³	3.60 倍

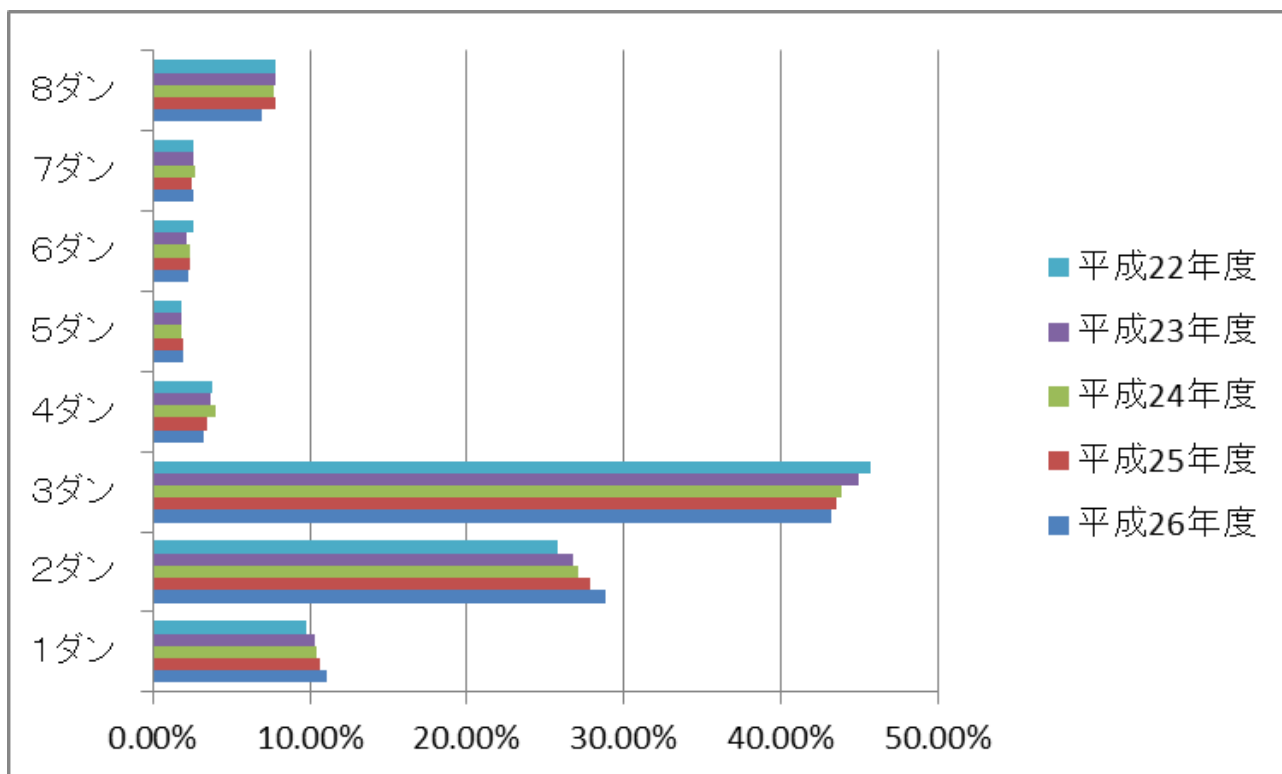
※26市平均とは、東村山市を含む東京・多摩地域の全26市平均であり、下記の八王子市等5市も含む

※「下水道局」とは、区部で下水道事業を行う東京都下水道局のほか、八王子・町田・日野・多摩・稲城の5市を指す

毎月1,000立方メートルを使った場合、また、毎月10,000立方メートルを使った場合に、標準的な世帯である月20立方メートルを使う世帯に対して、どれだけ割増された使用料が掛かるか、「累進率」を示したものを。

1,000立方メートルの場合、当市が3.53倍に対して、26市平均は3.24倍、下水道局は2.93倍、また、10,000立方メートルの場合、当市が4.34倍に対して、26市平均は4.18倍、下水道局は3.60倍である。

表 8. 各ダンの構成割合の推移



また、当市の下水道使用料体系各ダンの推移を表した、「表 8. 各ダンの構成割合の推移」から、ポリウムゾーンにおいて、より下位のダンへ推移していることが分かる。

☆増加しているダン

1 ダン（基本使用料）：「10立方メートル以下の分」

2 ダン：「11立方メートルを超え20立方メートル以下の分」

☆減少しているダン

3 ダン：「20立方メートルを超え50立方メートル以下の分」

4 ダン：「50立方メートルを超え100立方メートル以下の分」

東京都下水道局が3年に1度、「生活用水等実態調査」を行っている。

この調査結果より、世帯人員が1人の世帯が1月に使う水量は概ね8立方メートルで推移していることが分かる。

表9. 生活用水等実態調査結果

世帯人員	使 用 水 量			
	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度
1人	8.2m ³	不 明	7.7m ³	8.0m ³
2人	16.3m ³		16.0m ³	16.2m ³
3人	21.8m ³		21.2m ³	20.8m ³
4人	26.8m ³		25.1m ³	25.1m ³
5人	29.4m ³		29.7m ³	29.6m ³
6人以上	37.2m ³		35.0m ³	35.4m ³

改正（案）のポイント

「生活用水等実態調査」の結果から、今改正において基本使用料を下記のとおり整理

基本使用料：基本使用料は、使っても使わなくても下水道に接続するすべての世帯に一律に負担してもらう“接続料”と整理。

改正内容：今後は、各世帯1人分の「8立方メートル」までを基本使用量として負担してもらい、これを超えた分について、各々の使用量に応じた受益者負担を求めることとし、下表のとおり改める。

表10. 使用料改正の内容

汚水の種別	ダン	排出量	使用料単価
一般汚水	1ダン	10 [→8] m ³ 以下の分	560円
	2ダン	10 [→8] m ³ を超え、20 m ³ 以下の分	1 m ³ につき100円
	3ダン	20 m ³ を超え、50 m ³ 以下の分	1 m ³ につき160円
	4ダン	50 m ³ を超え、100 m ³ 以下の分	1 m ³ につき195円
	5ダン	100 m ³ を超え、200 m ³ 以下の分	1 m ³ につき230円
	6ダン	200 m ³ を超え、500 m ³ 以下の分	1 m ³ につき270円
	7ダン	500 m ³ を超え、1,000 m ³ 以下の分	1 m ³ につき310円
	8ダン	1,000 m ³ を超える分	1 m ³ につき345円
浴場汚水		1 m ³ につき	19円

この改正による値上げ額を下表に示す。

表 1 1 . 1 月当たりの値上げ額 (税込)

基本使用量 1月の使用量	現 行		改正後	値上げ額
	1 0 m ³		8 m ³	
0 m ³ から 8 m ³ 以下	6 0 4 円	→	6 0 4 円	変更なし
9 m ³	6 0 4 円		7 1 2 円	1 0 8 円
1 0 m ³	6 0 4 円		8 2 0 円	2 1 6 円
1 1 m ³	7 1 2 円		9 2 8 円	2 1 6 円
1 2 m ³ 以上	-		-	2 1 6 円

6 0 4 円 内は基本使用料

9 m³使った場合には、1 0 8 円の値上げ、1 0 m³以上使った場合には、2 1 6 円の値上げとなる。

上表のとおり、1 0 m³以上を使った場合には、一律 2 1 6 円 (税込) の値上げとなる。

このことにより、大口の利用者に対しいかに割高な使用料となっているかの度合いを示す

「累進率」は本改正の結果、1 , 0 0 0 立方メートル、1 0 , 0 0 0 立方メートルいずれにおいても、他市との格差を縮小できるものと期待している。

表 1 2. 20 m³使用者に対する大口使用者に掛かる累進率（改正後）

	20 m ³	1,000 m ³	累進率	10,000 m ³	累進率
東村山市	1,900 円	297,334 円	-	3,650,734 円	-
1 m ³ 当たりの単価	95.00 円/m ³	297.33 円/m ³	3.13 倍	365.07 円/m ³	3.84 倍
26 市平均	1,599 円	259,105 円	-	3,341,923 円	-
1 m ³ 当たりの単価	79.95 円/m ³	259.11 円/m ³	3.24 倍	334.19 円/m ³	4.18 倍
下水道局	2,030 円	297,734 円	-	3,651,134 円	-
1 m ³ 当たりの単価	101.50 円/m ³	297.73 円/m ³	2.93 倍	365.11 円/m ³	3.60 倍

今改正は、およそ1億円の増収を見込んでいるが、その額の根拠は、平成26年度におよそ6千万円の使用料収入が減ったことに加え、平成28年度から5ヶ年で実施予定の、「東村山市下水道総合地震対策計画」では、今後3年間の事業費を年間で5千万円前後と見込んでいることから、これらの費用相当額である。

本改正は、本来使用料収入で賄うべきとされるものに対し、市税である一般会計かえあ
の繰入金のうち、赤字補填の意味合いを持つ基準外繰入金に依存するのではなく、受益
者負担の適性化を図る意味を強く持つものである。